

## 平成21年度活力ある地域づくり支援事業実施要綱

### 第1 趣旨

財団法人地域活性化センター（以下「センター」という。）は、財団法人自治総合センターから受け入れる助成金を財源として、この要綱の定めるところにより活力ある地域づくりを目的としたモデル的な事業に対する助成を行い、地域の活性化を図るとともに宝くじの普及広報を行うものとする。

### 第2 助成対象団体

助成対象団体は、次の各団体とする。

- (1) 市町村（特別区を含む。以下同じ。）
- (2) 広域連合、一部事務組合及び地方自治法の規定に基づき設置された協議会

### 第3 助成対象事業

1 助成対象事業は、次の各事業とする。

#### (1) 地域資源活用助成事業

ア この事業は地域の自然、文化、歴史、産業、生活習慣等の特性を地域資源として発見し、積極的な活用を図ることを目的として実施する特色あるソフト事業とする。

イ 助成対象事業には、実行委員会等が実施するソフト事業に対して助成対象団体が助成を行う場合を含むものとする。

#### (2) 広域連携推進助成事業

ア この事業は複数の助成対象団体が共同して（申請後合併により単独市町村となる場合、隣接していない場合及び都道府県をまたがる場合を含む）広域的な連携を目的として実施するソフト事業及び平成11年7月16日以降に合併してできた市町村が住民の一体感の醸成等を目的としたソフト事業とする。

イ 助成対象事業には、実行委員会等が実施するソフト事業に対して助成対象団体が助成を行う場合を含むものとする。

#### (3) 活力ある商店街づくり助成事業

ア この事業は地域の特色を活かし、主として中心市街地において自主的・主体的に実施される商店街の活性化を目的としたソフト事業とする。

イ 商店街の魅力を高めるために、一定の規模を持った統一的な取組みとして複数の商店街振興組合等が共同で又は連携して実施するソフト事業については、これを含めるものとする。

ウ 助成対象事業には、商店街振興組合・商工会議所・実行委員会等が実施するソフト事業に対して助成対象団体が助成を行う場合を含むものとする。

2 前項の各事業は、次の基準に適合するものとする。

- (1) 助成対象経費が1百万円以上の事業であること。
- (2) 宝くじの普及広報の効果が発揮できるものであること。
- (3) 他に国の補助金の交付を受けないものであること。
- (4) 助成対象事業は、助成金の交付決定があった年度に完了する単年度事業とする。
- (5) 当該年度における新規事業であること。ただし、既存事業にあっても大幅な内容変更がある場合については、これを含めることができるものであること。

#### 第4 助成対象経費

助成対象経費は、助成対象団体が助成対象事業を実施するために要する経費（以下「事業費」という。）とする。

なお、複数の助成対象団体が共同で助成対象事業を実施する場合は、それぞれの事業費を合算した金額を助成対象経費とする。

#### 第5 助成金

1 助成金の額は、それぞれの事業につき下記の額を上限とする。

- |                    |       |
|--------------------|-------|
| (1) 地域資源活用助成事業     | 300万円 |
| (2) 広域連携推進助成事業     | 300万円 |
| (3) 活力ある商店街づくり助成事業 | 300万円 |

2 助成金の額は、助成対象経費の100%以下とする。

3 助成額に1,000円未満の端数があるときには、当該端数金額を切り捨てた額とする。

#### 第6 助成の申請手続き

1 この要綱による助成を受けようとする市町村の長、広域連合の長、一部事務組合の長又は地方自治法の規定に基づき設置された協議会の長（以下「助成対象団体の長」という。）は、都道府県知事を経由して、センター理事長（以下「理事長」という。）に、平成21年1月20日までに助成申請書（様式1）を2部提出するものとする。

2 前項の申請件数は、地域資源助成事業、広域連携推進助成事業、活力ある商店街づくり助成事業の区分にかかわらず、一助成対象団体あたり一件とする。また、都道府県からの申請件数は、地域資源助成事業、広域連携推進助成事業、活力ある商店街づくり助成事業の区分にかかわらず、六件までとする。

都道府県知事は、当該助成申請書に対し、意見（様式2）を付して送付するものとする。

3 第1項の申請において、助成対象団体が共同で実施する事業のうち、複数の助成対象団体が事業費を予算計上している事業の場合については、一つの助成対象団体が代表して助成対象額の100%を上限に、一括して助成申請できるものとする。この場合において、代表の助成対象団体については代表して一括助成申請する旨の同意書（様式3）を作成し、その他の助成対象団体については、代表の助成対象団体に助成申請を依頼する旨の同意書（様式4）を作成し、それぞれ2部提出するものとする。

#### 第7 助成の決定等

1 理事長は送付された助成申請書の内容を審査し、助成する事業及び助成金の額を決定するものとする。

2 前項により助成を決定した場合は、理事長はその旨を都道府県知事を経由して助成対象団体の長に通知するものとする。

#### 第8 事業内容の変更

助成対象団体の長は、助成の決定を受けた事業について、その内容を変更する必要がある場合

には、ただちに変更内容とその理由を付して、都道府県知事を経由して理事長に報告し、事前にその承認を受けるものとする。

## 第9 実績報告等

助成対象団体の長は、助成の決定を受けた事業を完了し、助成金の交付を受けようとするときは、都道府県知事を経由して理事長に、平成22年3月末日までに実績報告書（様式5）を2部提出するものとする。

## 第10 助成金の交付

理事長は、実績報告書を受理した後、その交付すべき助成金の額を確定し、助成対象団体の長に交付するとともに、その旨を都道府県知事を経由して助成対象団体の長に通知するものとする。

## 第11 宝くじの普及広報

本事業は「第1趣旨」に規定されているとおり、宝くじの普及広報を行うものであることから、この要綱による助成金の交付を受けようとする助成対象団体は、助成事業の実施について助成対象団体の広報誌等を通じ「宝くじの助成金で開催した（する）」旨の広報を行うこととする。

また、助成事業のパンフレット、プログラム、ポスター等に宝くじ普及広報デザインを表示し、宝くじの普及広報に努めるものとする。

## 第12 その他

この要綱に定めるもののほか、事業の運営及びその他事業に関して必要な事項はセンターが別途定める。